

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、高い倫理観と公正性に基づいた健全な企業活動が極めて重要であると考えており、経営及び業務の全般にわたり、透明性の確保と法令遵守の徹底を図っております。

取締役会は、法令で定められた事項やその他経営全般に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務の執行を監視する機関として位置付けられております。また、取締役会は取締役8名(全員男性、うち社外取締役2名)で構成しており、定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、迅速かつ柔軟に経営判断できる体制となっております。取締役の任期は1年であり、執行役員制度を導入しております。

さらに、当社は監査役制度を採用しており、4名の監査役(全員男性)のうち2名が社外監査役であります。当社の監査役は、会社の健全な経営と社会的信頼の向上に留意し、株主の負託及び社会の要請に応えることを使命に、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、実査により経営状況を把握するとともに、重要書類等を閲覧するなどして、企業統治についての監視を行っております。

今後も、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などの法律上の機能を中心に、組織体制や仕組みのさらなる充実を図るとともに、経営・財務情報の迅速な開示やIR活動への積極的な取組みを通じ、アカウンタビリティの確保に努めてまいりたいと存じます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	43,920,500	11.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	22,544,500	6.04
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	20,207,200	5.41
株式会社みずほ銀行	15,000,386	4.02
公益財団法人天田財団	9,936,500	2.66
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,681,381	2.59
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030	6,370,584	1.71
日本生命保険相互会社	5,979,175	1.60
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505217	5,793,100	1.55
株式会社常陽銀行	5,756,000	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
千野 俊猛	他の会社の出身者									△				
三好 秀和	他の会社の出身者									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千野 俊猛	○	当社グループは、千野俊猛氏が2003年6月から2010年11月まで代表取締役社長を務めていた株式会社日刊工業新聞社に広告料の支払い等の取引がありますが、その取引金額は同社の売上高に対しても、また当社グループ会社の販売費及び一般管理費に対しても、ともに1%未満の僅少額であり、取引の規模や性質に照ら	(社外取締役として選任した理由) 新聞を中核とした産業界の総合情報機関である株式会社日刊工業新聞社における編集者及び企業経営者としての専門知識、経験を当社の経営に活かしていただけるものと考えたため。 (独立役員として指定した理由) 1. 同氏及び近親者(2親等以内の親族を含む、以下同じ)は、過去一度も当社グループ(当社及び関係会社、以下同じ)から報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領していない。 2. 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員(非業務執行者を含む、以下同じ)に就いたことはないこと。 3. 同氏が以前代表取締役社長を務めていた

		して、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断いたします。	株式会社日刊工業新聞社に対し、当社グループより広告料の支払い等の取引がありますが、その取引金額は同社の売上高に対しても、また当社グループ会社の販売費及び一般管理費に対しても、ともに1%未満の僅少額である。 4. 同氏は、株式会社日刊工業新聞社を3年以上前に退職しており、現在同社の役職には何ら就いていない。 5. 株式会社日刊工業新聞社は当社の株主ではない。
三好 秀和	○	当社グループは、三好秀和氏が会長である三好内外国特許事務所及び代表取締役である同事務所の関係会社に対し、特許出願に係る弁理士報酬並びに知的財産権に関する各社調査業務等の取引がありますが、それらの取引金額を合計しても、当社グループの販売費及び一般管理費に対して1%未満の僅少額であり、また同事務所及び同事務所の関係会社の売上高に占める割合も、2%未満の少額であることから、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断いたします。	(社外取締役として選任した理由) 三好秀和氏は弁理士であり、知的財産権に関する専門知識と経験に加えて、特許事務所の経営者としての経験を当社の経営に活かしていただけるものと考えたため。 (独立役員として指定した理由) 1. 同氏及び近親者(2親等以内の親族を含む、以下同じ)は、過去一度も当社グループ(当社及び関係会社、以下同じ)から報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領していない。 2. 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員(非業務執行者を含む)に就いたことはない。 3. 同氏が会長である三好内外国特許事務所及び代表取締役である同事務所の関係会社に対し、特許出願に係る弁理士報酬並びに知的財産権に関する各社調査業務等の取引がありますが、それらの取引金額を合計しても、当社グループの販売費及び一般管理費に対して1%未満の僅少額であり、また同事務所及び同事務所の関係会社の売上高に占める割合も、2%未満の少額であること。 4. 三好内外国特許事務所は、当社の株主ではない。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。また、決算期末の会社法監査終了時点及び各四半期末の段階で定期的な会合を行うこととし、それ以外にも必要に応じ情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齋藤 正典	税理士													
竹之内 明	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 正典	○	税理士	<p>（社外監査役として選任した理由） 税理士及び長年税務関係の公務員として公正中立な立場を貫いてこられた経験を当社の監査役監査体制の強化に活かしていただくため。</p> <p>（独立役員として指定した理由） 同氏及び同氏の税理士事務所と当社及び当社子会社との間取引関係はないことから、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断したため。</p>
竹之内 明	○	弁護士	<p>（社外監査役として選任した理由） 長年の弁護士としての経験や企業法務に関する専門的見地を社外監査役としての職務遂行に適切に活かしていただけるものと考えたため。</p> <p>（独立役員として指定した理由） 1. 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループから報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領していない。 2. 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員に就いたことはない。 3. 同氏が所属する辻誠法律事務所と当社との間には取引関係がない。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

連結業績の向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、株主と利害を共有化することにより企業価値の増大を図ることを目的として、当社及び子会社の役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

2010年8月31日第2回新株予約権発行時点での付与対象者(計696名)

当社取締役 8名
当社執行役員 7名
当社従業員 515名
当社子会社の取締役 12名
当社子会社の執行役員 7名
当社子会社の従業員 147名

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

■2015年3月期取締役及び監査役の報酬等の額

・取締役

社外取締役を除くの内7名に対し、373百万円(うち基本報酬 189百万円、賞与 184百万円)

社外取締役1名に対し、5百万円(基本報酬のみ)

・監査役

社外監査役を除く監査役の内2名に対し、23百万円(基本報酬のみ)

社外監査役の内3名に対し、8百万円(基本報酬のみ)

※報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、定額である基本報酬、各事業年度の連結業績等を反映した賞与及び中長期な企業価値に連動するストックオプションにより構成されております。

基本報酬につきましては、1992年6月26日開催の第54期定時株主総会決議により月額39百万円以内(総額)と定め、各取締役の月額報酬につきましてはその範囲内で取締役会の決議を経て支給することといたしております。

賞与は業績との連動性が高いことから、毎年定時株主総会の承認可決を経て支給することといたしており、個別の配分につきましては株主総会後の取締役会決議により決定しております。

ストックオプションにつきましては、2010年6月29日の第72期定時株主総会において当時の取締役8名に対し500個を上限として付与することが決議されており、個別の付与数や行使条件等につきましては取締役会決議及び個別契約にて定めております。

また、監査役の報酬等は基本報酬のみの支給であります。1986年6月27日開催の第48期定時株主総会の決議により月額4百万円以内(総額)と定め、各監査役の月額報酬につきましてはその範囲内で監査役の協議を経て支給することといたしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役および社外監査役を補佐するセクション及び担当者はおりませんが、必要に応じて常勤の取締役、監査役並びに使用人から情報伝達を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 事業年度における経営責任をより明確にし、株主からの信任の機会を増やすため、2009年6月26日開催の第71期定時株主総会の承認を経て、取締役の任期を2年から1年に短縮。

b. 取締役会の少数精鋭化によるさらなる意思決定の迅速化及び監督・監視機能の強化を図ること、並びに執行機関の分離の明確化により、コーポレート・ガバナンスの一層の透明性を確保するとともに、業務執行機能を充実させ、経営の効率化を図るべく、2009年6月26日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議。

c. 取締役会は、法令及び定款で定められた事項並びに取締役会規程で定められた経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督する。

d. 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役及び執行役員又はこれに準ずる者が出席する経営会議を適時に開催する。当該会議においては、業務執行に関する重要事項の審議を行うとともに、絞り込んだテーマについて時間をかけて論議を行う。

e. 業務の運営については、半期ごとに利益計画及び予算を策定し、アマダグループを総括した目標を設定するとともに、取締役、執行役員、本部長、部門長、販売の各エリア責任者及び子会社の取締役等が出席する全社経営会議等を通じてグループ内に周知する。各部署及び各子会社においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。

ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

a. 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、今後必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置く場合がある。その場合の人事については、代表取締役と監査役が協議の上決定する。

b. 監査役会には事務局を設置する。監査役会事務局は、取締役会事務局が兼務し、議事録の作成及び保存・管理を行う。

ハ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

a. 内部監査部門の責任者は、監査の方針、計画について監査役とも事前協議を行い、その監査結果を監査役へ報告する。

b. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

c. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、稟議書その他業務執行に関する重要文書等の閲覧を求めた場合、又は業務及び財産の状況に関しその説明を求めた場合は、迅速かつ的確に対応する。また、監査役は、経営会議など取締役会以外の重要な会議に出席できる。

二. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。
- b. 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

ホ. 会計監査人に関する事項

当社の会計監査業務は有限責任監査法人トーマツと契約しており、2015年3月期において会計監査を執行した公認会計士は、同法人所属の青木良夫、石井哲也、東海林雅人の各氏であり、監査業務に係る補助者の公認会計士等9名及びその他専門的スタッフとともに監査チームを構成し、外部監査人として独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社ではコーポレート・ガバナンスの一層の充実強化を図るべく、2015年6月の定時株主総会において社外取締役を2名選任いたしました。さらに、将来は社外取締役を3名の構成とすることも検討いたしております。

また、事業年度における経営責任をより明確にし、株主からの信任の機会を増やすため取締役の任期を1年にしております。さらに、意思決定の迅速化と執行機関の分離の明確化を図るべく執行役員制度を導入しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間前に発送
電磁的方法による議決権の行使	2009年3月期にかかる定時株主総会から継続して実施
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2009年3月期にかかる定時株主総会からICJプラットフォームに継続して参加
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び参考資料部分のみの英訳作成
その他	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会のビジュアル化 東京証券取引所ウェブサイト及び、当社のホームページにおいて招集通知(和文、英文)の掲載

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び四半期決算発表時にアナリスト向け決算説明会を行うほか、必要に応じてアナリスト主催のスマールミーティングや個別取材への対応を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	下記のURLにて、決算短信ほか取引所でディスクローズした資料、有価証券報告書、決算説明会資料、アニュアルレポートなどを掲載しております。 http://www.amadaholdings.co.jp/ir/	
IRIに関する部署(担当者)の設置	コーポレート企画部に専任の担当者を設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念及び行動規範に基本的な考え方を定め、ホームページに公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>後記「IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 2. 損失の危険に関する規程その他の体制 ホ. 環境」に記載のとおりであります。</p> <p>また、下記URLでもその内容を公開しております。 http://www.amadaholdings.co.jp/activity/</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、内部監査部門及び内部統制委員会による内部統制活動並びに各部門における法令・定款遵守のための諸活動等を通じ、コンプライアンスの維持を図る。
さらに、内部通報制度を構築し、コンプライアンス経営の一層の強化に努める。
イ. 内部監査部門及び内部統制委員会による内部統制活動
 - a. 内部監査部門は、内部統制システムの整備運用並びにコンプライアンス状況の監査を担当する。内部統制委員会は、法令違反等によるリスクの回避を目的として、リスク管理とコンプライアンスの推進を行う。
 - b. 取締役会は、組織改編ごとに監査責任者を指名し内部監査部門に配置する。
 - c. 監査責任者は、代表取締役の承認に基づき「年度監査計画」及び「半期監査計画」を策定する。
 - d. 監査の実施に当たり、内部監査部門は、被監査部門の許可なく事務所等へ立ち入ることができ、資料や帳簿の閲覧並びに関係者への質問等ができる。
 - e. 被監査部門は、監査に積極的に協力しなければならない。また正当な理由なく監査担当者の要求を拒否したり虚偽の回答をしてはならない。
 - f. 内部監査部門は、監査役監査及び外部監査人による監査と連携を図り、監査の効率的な実施に努める。
 - g. 監査責任者は、代表取締役及び監査役に対し、監査結果の報告を行う。
 - h. 被監査部門長は、監査報告書の改善勧告事項について、改善のための具体的施策を実施し、監査責任者に報告しなければならない。
 - ロ. 各部門における法令・定款遵守のための諸活動
 - a. 各部門長は、自らの主管業務組織下において、事業計画の遂行に当たり適法性、妥当性、効率性を確保するため、自己監査の実施に努める。
 - b. 各部門長は、自己監査での監査結果や各種診断結果について、内部監査部門から提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。
 - c. 各部門長は、自らの主管業務の関係法令に関する情報の収集に遺漏なきよう努める。
また必要に応じ、規程や通達の制定・改廃を行うとともに、ガイドラインやマニュアルの作成・配布等を通じて教育、広報活動を行う。
 - ハ. 内部通報制度
 - a. 当社及び国内子会社の社員等からの法令違反行為等に関する相談又は内部通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図るため、内部通報制度を運営する。
 - b. 内部通報制度の運営に当たり、相談窓口及び通報受付窓口を設置する。
なお、通報受付窓口は、外部コンサルティング会社とする。
 - c. 通報内容の調査・検討は、内部監査部門が行う。
 - d. 調査の結果、不正が明らかになった場合、内部監査部門が主導し、会社は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じる。
 - e. 会社は、相談者又は通報者に対する保護を図る。また、不正目的の通報を行った者に対する処罰を行う。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
労務、情報セキュリティ、安全衛生、防災、環境、品質、製造物責任、輸出管理及び資金運用等に係るリスク管理については、次のとおりそれぞれの担当部署又は専門委員会において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を通じて行うものとし、新たに生じたリスクについては、必要に応じ速やかに対応責任者を定める。
イ. 労務管理
 - a. 従業員の就業に関する事項、賃金に関する事項等は、就業規則をはじめ諸規程に基づき運用し、監督官庁への届出、協約・協定等の締結、その他法令に定める事項を遵守する。
 - b. 従業員台帳や賃金台帳等の各種データは、人事情報管理システムを通じて、労務諸事項を適正に管理運用するための詳細な記録とする。
 - ロ. 秘密情報の運用管理
 - a. 営業秘密及び個人情報の漏洩防止を目的に、秘密情報管理規程及び個人情報管理規程に基づき、秘密情報管理責任者及び個人情報問い合わせ窓口を置き、情報漏洩を監視する。
 - b. 電子データの情報漏洩防止を目的に、ネットワーク利用規程によるアクセス権認証管理、ログ管理を行い監視する。
 - c. 不正ソフトウェア導入防止を目的に、ソフトウェア管理規程に基づきソフトウェアの集中購買によるライセンス管理を行う。
 - ハ. 安全衛生管理
安全衛生規程に基づき、社内の安全衛生を維持管理することを目的に安全衛生委員会を組織し、必要に応じて安全衛生に係る改善事項の起案及び運用を行う。
 - ニ. 防災
 - a. 防火管理組織を構成し、防火・防災管理者及びその他の委員を置く。また、アマダ消防計画書に基づき、事業所内の防火、震災対策、救護、防災教育及び訓練を行う。
 - b. 危険物を取り扱う諸設備の管理者として危険物取扱主任者を置き、法定点検はもちろんのこと、より厳しい各種自主基準値を設け、日常において監視測定を行うとともに、当該記録を保管する。
 - ホ. 環境
 - a. 国際規格ISO14001の認証を維持し、環境経営を推進する。
 - b. アマダグループ環境方針の下、環境憲章や各種手順書に基づき、環境に対する役職員の意識の高揚を図る。また、環境推進活動年間計画を定め、低環境負荷商品の開発、電力、金属材料等各種資源の有効活用、グリーン調達などに取り組む。
 - ヘ. 品質保証・製造物責任
 - a. 国際規格ISO9001の認証を維持し、品質向上に資する。
 - b. 製品アセスメントを実施し、各種製品の機能性及び生産性の向上を図るとともに、安全性及び環境保全等の側面からも監視及び評価を行う。
 - c. 開発図面はセキュリティを施した図面サーバに保存・管理し運用する。
 - d. 顧客に納入された製品の瑕疵や欠陥の情報収集と対策の実施責任部門を設置し適切な対応を行う。
 - ト. 輸出管理
安全保障輸出管理本部を設置し、安全保障貿易管理プログラムの遵守を通じて製品の輸出に関するコンプライアンスを確保する。
 - チ. 資金運用
 - a. 資金運用規程に基づき、資金の安全かつ効率的な運用に努める。
 - b. 財務担当取締役は、資金運用の状況並びに資金運用規程の遵守状況を定期的に取り締役に報告する。
 - c. 監査役会は毎月1回、運用責任者から資金運用の状況説明を受け、資金運用規程の遵守状況を確認する。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会、経営会議等の重要会議には事務局を設置し、経営企画に係る部門がこれにあたる。
 - ロ. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書及びそれらに付随する諸資料（電磁的記録を含む。以下、重要文書等という。）は、経営企画に係る部門が法令、定款及び社内規程に基づき一括保存、管理を行う。
4. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社におけるコンプライアンスは、前記の「1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」と同じく、当社内部監査部門による内部統制活動、子会社における法令・定款遵守のための諸活動を並びに内部通報制度を通じ、その維持・強化を図る。
 - ロ. 当社の取締役会及び経営会議における審議事項並びに稟議決裁事項には、子会社における重要事項を含める。

【図1】「コーポレート・ガバナンス模式図」参照

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

アマダグループ「企業行動規範」において、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも、妥協せず毅然とした態度で対処します。」旨を規定しており、グループ内に周知徹底を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

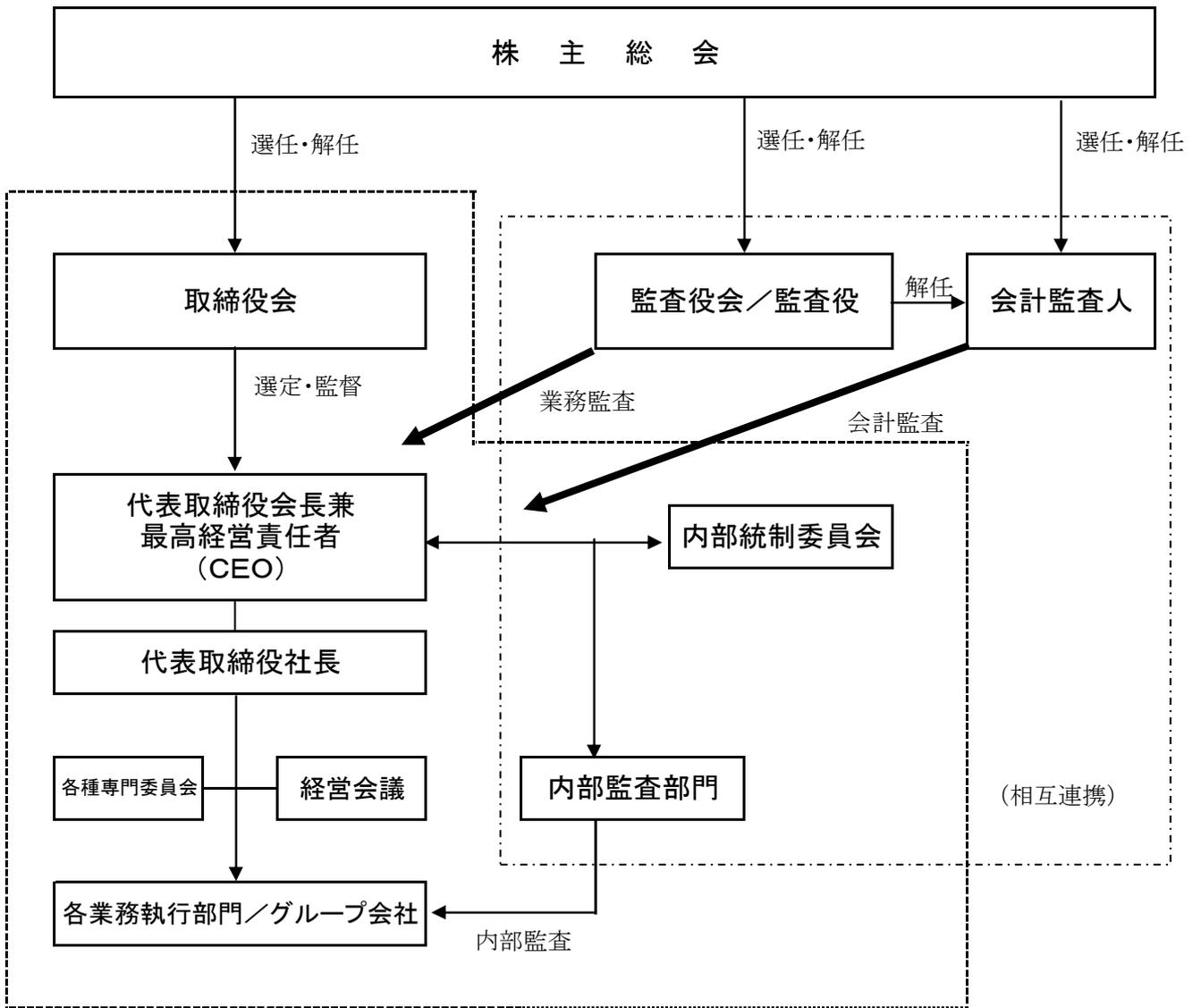
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、次のとおりであります。

当社は、当社及び子会社等のグループ各社において、重要な決定又は発生した事実並びに決算情報を代表取締役社長、各担当取締役又は担当責任者等を経由して情報取扱責任者及び情報開示担当部門が把握・管理し、適時開示規則又はIR的観点から開示事項に該当するか否かの判断を行い、該当する場合は、決定事実及び決算情報については取締役会の決定又は承認後、また発生事実については発生後、それぞれ遅滞なく適時開示を行います。

また、適時開示後できる限り速やかに、当社ホームページにIR情報として掲載いたします。

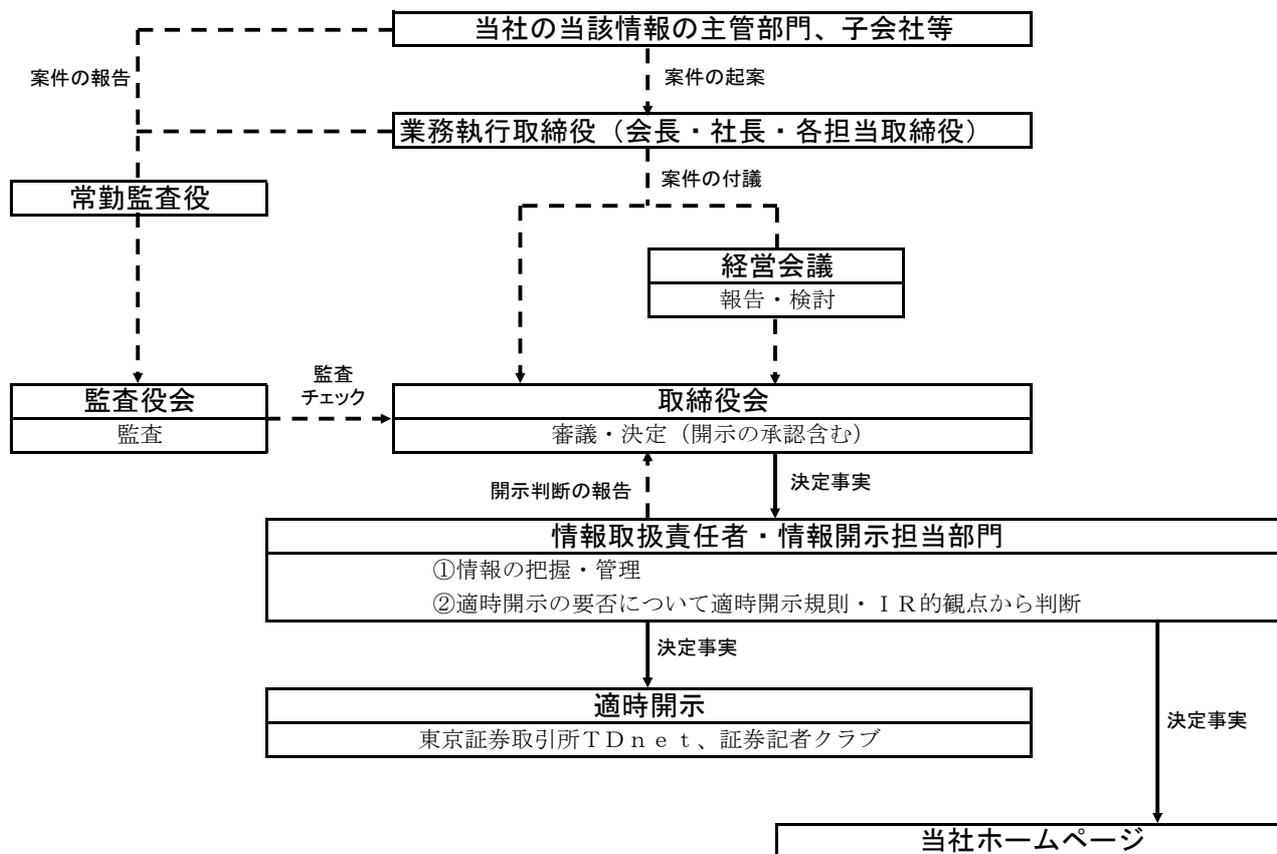
【図2】「会社情報の適時開示の社内体制図」参照

コーポレート・ガバナンス模式図

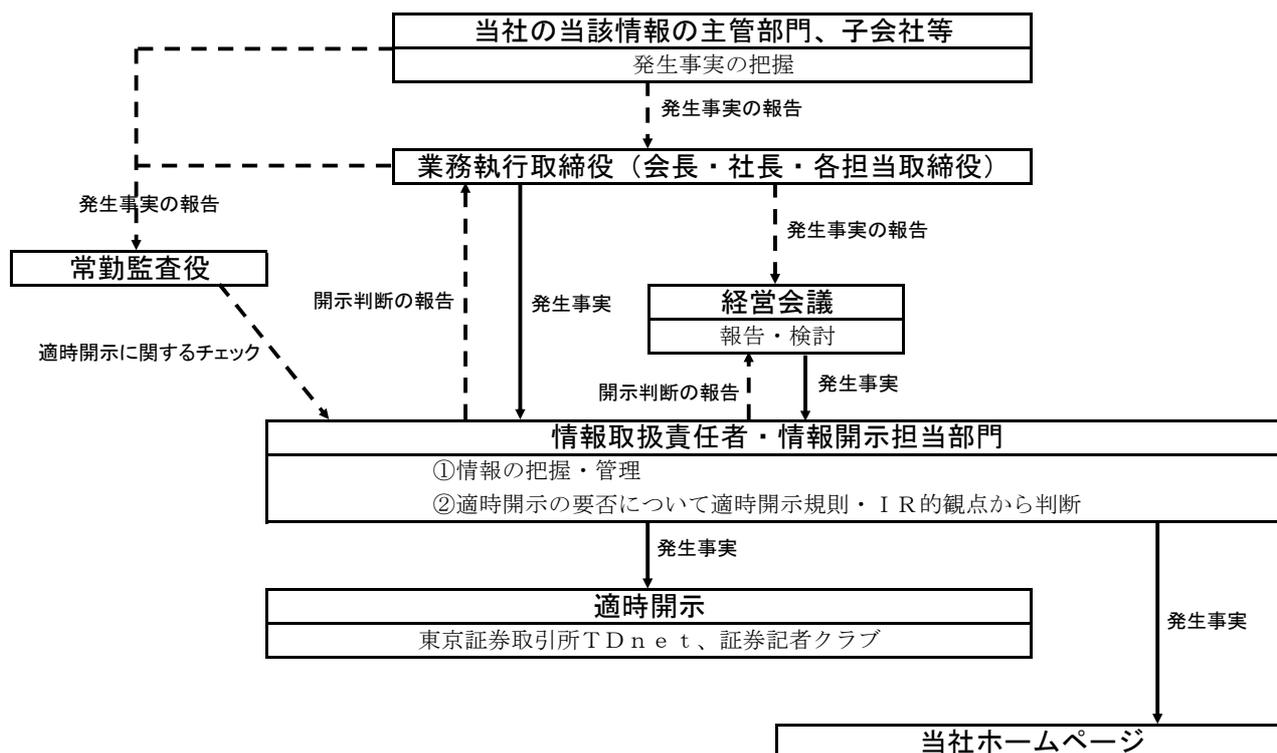


会社情報の適時開示の社内体制図

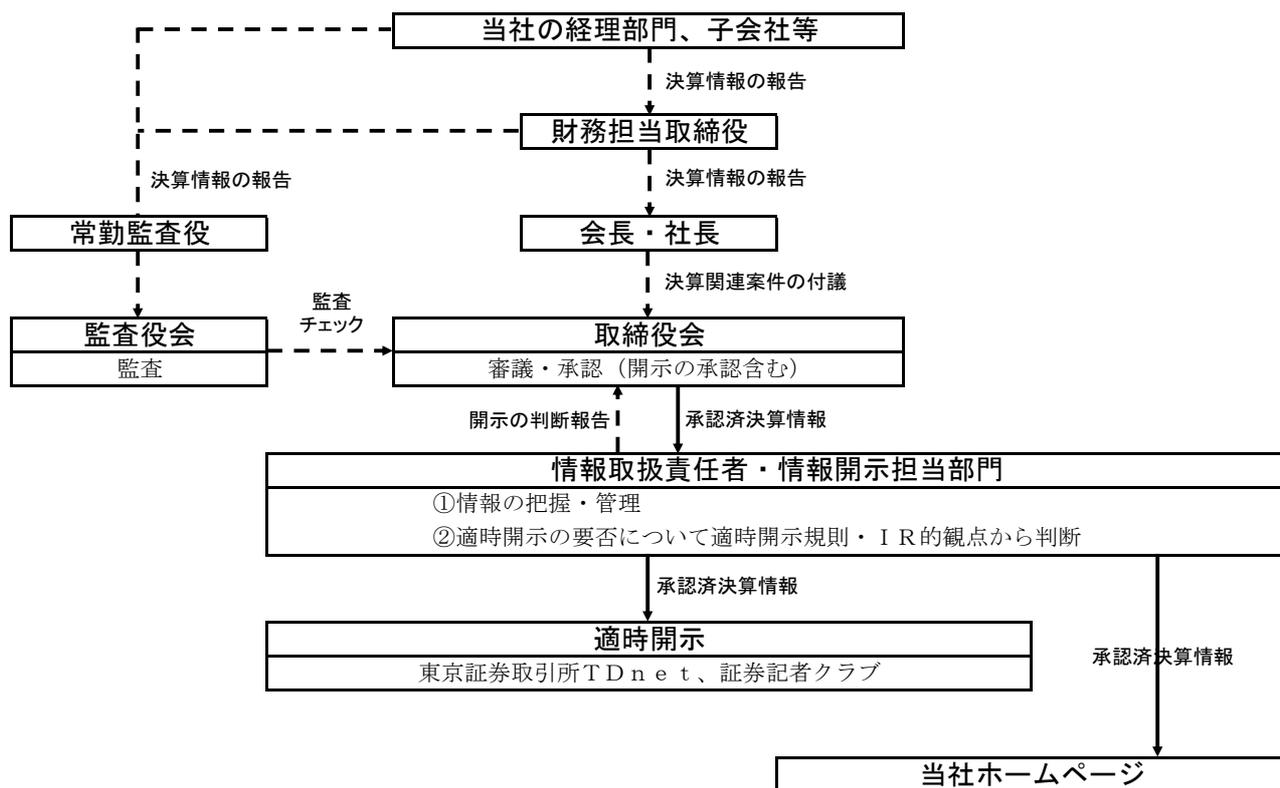
【決定事実】



【発生事実】



【決算情報】



以上